

岐 阜 県 公 報

目 次

優良興行の推奨	(男女参画青少年課)	一九〇
有害興行の指定	(同)	一九〇
介護扶助のための居宅介護事業者等の指定取消し	(地域福祉国保課)	一九〇
肥料の登録	(農産園芸課)	一九一
肥料の登録の有効期間の更新	(同)	一九一
解除予定保安林とする旨の通知	(治山課)	一九三
道路の区域変更	(道路維持課)	一九三
道路の供用開始	(同)	一九四
車両制限令第三条第一項第二号イの規定に基づく道路の指定	(同)	一九五
車両制限令第三条第一項第三号の規定に基づく道路の指定	(同)	一九五
選挙管理委員会告示		
個人演説会等を開催することができる施設の指定取消し	(選挙管理委員会)	一九七
衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者届出政党並びに参議院岐阜県選挙区選出議員及び岐阜県知事の選挙における候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数	(同)	一九七
大規模小売店舗の新設の届出に関する件	(商業流通課)	一九八

第 二 千 三 百 三 十 一 号
 平 成 二 十 四 年 三 月 二 十 三 日

(金 曜 日)

大規模小売店舗の変更の届出に関する件	(同)	一九八
普通肥料検査の結果	(農産園芸課)	一九九
大垣都市計画の図書の縦覧	(都市政策課)	一九九
競争入札に参加する者に必要な資格に関する件	(出納管理課)	一九九
落札者等に関する公示	(会計課)	二〇二

告 示

岐阜県告示第百二十九号

岐阜県青少年健全育成条例（昭和三十五年岐阜県条例第三十七号）第八条の規定により次のものを優良興行として推奨した。

平成二十四年三月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

1 推奨興行

種類	映画
題名	HOME 愛しの座敷わらし
制作	「HOME 愛しの座敷わらし」制作委員会
配給	東映株式会社

2 指定年月日

平成24年 3月23日

3 内容及び推奨理由

父親の転勤で、東京から岩手に引越すことになった家族。引越した先はなんと座敷わらしが住み着く築200年の古民家だった。座敷わらしと出会うことにより、どこかぎくしゃくしていた一家が、生きていく意味や失っていた家族の絆を取り戻していく希望と再生の物語である。東北ゆかりの座敷わらしの伝承を織り込みながら、壮大な自然の中で、家族の絆が回復していく過程が丁寧に、時に可笑しく、時に切なく描かれ家族の絆と暖かさを感じさせる映画となっており、見る者の情操を高め、豊かな人間性を培うことに資する作品であり、青少年の育成に有益であると認められる。

岐阜県告示第百四十四号

岐阜県青少年健全育成条例（昭和三十五年岐阜県条例第三十七号）第十条第一項の規定

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

称

指定居宅介護事業所等の名称

指定居宅介護事業所等の所在地

指定取消年月日

定により次のものを有償興行として指定した。

平成二十四年三月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

1 指定興行

種類	題名	等	配給会社名等
映画	セクシー変化 たまらない生尻		オーピー映画
	抱きたい人妻 こすれる感触		オーピー映画
	感じる若妻の甘い蜜		オーピー映画
	「ドラゴン・タトゥーの女」 無修正R18+バージョン		リニー・ビクチャーズ
	若未亡人 うるむ肉壺		オーピー映画
	SEXフレイル おさぼり肉体潜入		オーピー映画

2 指定年月日

平成24年 3月23日

3 指定理由

著しく性的感情を刺激し、又は著しく残忍性を助長するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第百四十一号

児童ポルノ規制（昭和二十五法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十一条第二項の規定により、介護扶助を担当せざる機関として指定した次の居宅介護事業者等の指定を取り消したので、同法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十四年三月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

株式会社日本ライフサー
 ビス 愛知県あま市甚目寺乾 訪問介護 ヘルパーステーションにじ
 株式会社日本ライフサー 愛知県あま市甚目寺乾 訪問介護 ヘルパーステーションにじ
 ビス 出三六 二 訪問介護 ヘルパーステーションにじ

岐阜県告示第百四十二号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第七条の規定により、次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

平成二十四年三月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

平成 三・五・九	岐阜県 第八七 三号	炭酸カル シウム肥 料	矢橋炭酸苦 土石灰	アルカリ分 五三・〇 可溶性苦土 一五・〇	公定 規格 の お り	矢橋商事株式会 社 愛知県西尾市和 泉町一三三番地
平成 三・七・四	岐阜県 第八七 五号	消石灰	七〇消石灰	アルカリ分 七〇・〇	該 当 な し	誠信産業株式会 社 愛知県豊橋市東 小鷹野四丁目六 番地の二
平成 三・七・四	岐阜県 第八七 六号	消石灰	七二顆粒消 石灰	アルカリ分 七二・〇	該 当 な し	誠信産業株式会 社 愛知県豊橋市東 小鷹野四丁目六 番地の二

平成 三・九・六	岐阜県 第八七 七号	炭酸カル シウム肥 料	誠信一六炭 酸苦土石灰	アルカリ分 五五・〇 可溶性苦土 一六・〇 内く溶性苦 土 一・〇	公定 規格 の お り	誠信産業株式会 社 愛知県豊橋市東 小鷹野四丁目六 番地の二
-------------	------------------	-------------------	----------------	---	-------------------------	--

岐阜県告示第百四十三号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第二項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十四年三月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

登録 番号 第七八 号	肥料の 種類	肥料の 名称	保証成分 量 (%)	その 他の 規格	生産業者の氏名 又は名称及び住 所	登録の 有効期限
岐阜県 第七八 号	生石灰	七〇消石灰	アルカリ分 七〇・〇	該 当 な し	マルアイ石灰工 業株式会社 大垣市赤坂町三	平成 二九・四 四

岐阜県 第七八号	岐阜県 第八三 二号	岐阜県 第八三 一号	岐阜県 第七八 二号	岐阜県 第八三 〇号	岐阜県 第八二 九号	岐阜県 第七六 一号	岐阜県 第七四 四号	岐阜県 第七四 四号
ごま油か す及びそ	炭酸カル シウム肥 料	炭酸カル シウム肥 料	水酸化苦 土肥料	炭酸カル シウム肥 料	炭酸カル シウム肥 料	炭酸カル シウム肥 料	炭酸カル シウム肥 料	炭酸カル シウム肥 料
パワー有機	粒状苦土炭 酸石灰	苦土炭酸石 灰	五〇・〇水 酸化苦土肥 料	一炭酸苦 土石灰	一〇粒状炭 酸苦土石灰	苦土カル四 号	マグオー	マグオー
窒素全量 六・〇	アルカリ分 五三・〇 可溶性苦土 一五・〇	アルカリ分 五三・〇 可溶性苦土 一五・〇	く溶性苦土 五〇・〇	アルカリ分 五五・〇 く溶性苦土 一一・〇	アルカリ分 五五・〇 く溶性苦土 一〇・〇	アルカリ分 五五・〇 可溶性苦土 一五・〇	アルカリ分 五五・〇 可溶性苦土 一六・〇 く溶性苦土 一一・〇	アルカリ分 五五・〇 可溶性苦土 一六・〇 く溶性苦土 一一・〇
該当 なし	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり
業協同組合	岐阜農産加工農 業協同組合	七 株式会社刀川平 和農園 栃木県鹿沼市緑 町三丁目九一	七 株式会社刀川平 和農園 栃木県鹿沼市緑 町三丁目九一	新鉱工業株式会 社 東京都新宿区北 新宿三丁目三一 番一四号	清水工業株式会 社 大垣市赤坂東町 二番地の一	清水工業株式会 社 大垣市赤坂東町 二番地の一	株式会社古田石 灰工業所 大垣市昼飯町三 六	矢橋工業株式会 社 大垣市赤坂町二 二六番地
平成 二九・〇・七	平成 二九・九・三	平成 二九・九・三	平成 二九・七・二	平成 二九・八・四	平成 二九・八・四	平成 二九・七・〇	平成 二九・五・四	平成 二九・五・四

三 号	岐阜県 第七五 三号	岐阜県 第七五 〇号	岐阜県 第七八 六号	岐阜県 第七八 五号	岐阜県 第八三 三号	岐阜県 第七四 六号	三 号
の粉末	炭酸カル シウム肥 料	炭酸カル シウム肥 料	炭酸カル シウム肥 料	炭酸カル シウム肥 料	炭酸カル シウム肥 料	炭酸カル シウム肥 料	の粉末
	粒状炭酸苦 土石灰一五	五五苦土炭 酸石灰	粒状苦土石 灰肥料	苦土石灰肥 料	粒状苦土カ ル一〇号	一五苦土炭 酸石灰	
りん酸全量 一・〇 加里全量 一・〇	アルカリ分 五三・〇 可溶性苦土 一〇・〇	アルカリ分 五五・〇 可溶性苦土 一五・〇 うちく溶性 苦土 一〇・〇	アルカリ分 五五・〇 可溶性苦土 一六・〇 うちく溶性 苦土 一一・〇	アルカリ分 五五・〇 可溶性苦土 一六・〇 うちく溶性 苦土 一一・〇	アルカリ分 五五・〇 可溶性苦土 一五・〇	アルカリ分 五五・〇 可溶性苦土 一五・〇	
	公定 規格 の	公定 規格 の	公定 規格 の	公定 規格 の	公定 規格 の	公定 規格 の	
山県市出戸二四 三番地	大鉱産業株式会 社 大垣市赤坂東町	三 号 東京都品川区二 葉一丁目六番二 号 広浦鉱業株式会 社	五 赤坂興産株式会 社 大垣市見取町四 丁目四九番地の 五	五 赤坂興産株式会 社 大垣市見取町四 丁目四九番地の 五	六番地 株式会社古田石 灰工業所 大垣市昼飯町三 六番地	三五一番地 業株式会社 大垣市赤坂町三 三五一番地	
	平成 三〇・四・四	平成 三〇・二・二	平成 三〇・一・三	平成 三〇・一・三	平成 二九・〇・〇	平成 二九・〇・〇	

一五・〇
おり
二番地の一

岐阜県告示第百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

平成二十四年三月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 解除予定保安林の所在場所
岐阜市上加納山四七・四七二八合併の六五、四七二七・四七二八合併の二二七
- 二 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 三 解除の理由
公共施設用地とするため

岐阜県告示第百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年三月二十三日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
	中津川市川上字奥屋九〇六番六地先から		前	七六 一七八		

裏木曾線公園	同 市同 字同 一六番二地先まで	二六	後	九三 一七八	二四〇	
--------	------------------	----	---	-----------	-----	--

岐阜県告示第百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年三月二十三日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
土岐市停車場線 細野	土岐市土岐津町土岐口字茶屋二七九番二地先から	同 市同 町高山 字 慈光官公有無番地先（六五番一八地先）まで	前	九四 二二七	三六〇	
			後	三七 一六五	三六〇	

岐阜県告示第百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年三月二十三日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
土岐市停車場線 細野	土岐市土岐津町土岐口字茶屋二七九番二地先から	同 市同 町高山 字 慈光官公有無番地先（六五番一八地先）まで	前	九四 二二七	三六〇	
			後	三七 一六五	三六〇	

平成二十四年三月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類	路線名	区 間	区域 変更 後	敷地の幅 員 長	延長 率	備考
福 白 岡 川 線		加茂郡白川町三川字佐古 八七四番一地从先から 同 郡同 町同 字山田 七七〇番一地从先まで	前	二〇〇 四二六	三〇〇	
			後	二〇〇 四二六	三〇〇	

岐阜県告示第四百十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年三月二十三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類	路線名	区 間	延長 率	供用開始 の 期 日	区域 変更 の 日 告 示 の 日	備考
高 谷 山 線		高山市国府町瓜集字井ノ口 九番一地从先から 同 市同 字同 一一番一地从先まで	二六三 二四・三三三	平成 二四・三三三	平成 二四・三三三	

岐阜県告示第四百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年三月二十三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類	路線名	区 間	延長 率	供用開始 の 期 日	区域 変更 の 日 告 示 の 日	備考
裏木曾 公園 線		中津川市川上字奥屋九〇六 番六地先から 同 市同 字同 二六一 六番一地从先まで	二四〇 二四・三三三	平成 二四・三三三	平成 二四・三三三	

岐阜県告示第四百五十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年三月二十三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類	路線名	区 間	延長 率	供用開始 の 期 日	区域 変更 の 日 告 示 の 日	備考

県道	萩原線	下呂市萩原町山之口字ズリ 岩一七八四番一地先から 同 市同 字同 一七八四番一地先まで	三七八	平成 二四・三・二七	平成 二三・二・二九
----	-----	--	-----	---------------	---------------

岐阜県告示第百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年三月二十三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の年月日）
県道	福白川岡線	加茂郡白川町三川字佐古八七四番一地先から 同 郡同 町同 字山田七七〇番一地先まで	三〇・〇	平成 二四・三・三三	平成 二四・三・三三

岐阜県告示第百五十一号

車両制限令（昭和三十六年政令第百六十五号）第三条第一項第二号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に同じ最大二十五トンである道路を次のとおり指定する。

平成二十四年三月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	指定年月日
県道	室牧原線	同 市同 一 地先まで 同 市同 字一俣三四五六番	同
県道	垂井坂線	大垣市上石津町牧田字和田四六七番一 地先から 同 市青野町東浦八七八番一地先まで	同
県道	垂井坂線	大垣市赤坂新田一丁目一五 番一地先 不破郡垂井町府中才之木四五五番の 一地先まで	同
県道	曾井島線	大垣市坂下町一六番六地先から 同 市楽田町一丁目六一番地先まで	同
県道	岐ヶ原線	同 郡関ヶ原町大字野上字惣作五六九 番地先まで 不破郡垂井町府中才之木四五五番の 一地先から	同
県道	大垣環状線	大垣市小野二丁目二番の一地先から 同 市大井三丁目五七一番一地先まで	平成二四・四・一

岐阜県告示第百五十三号

車両制限令（昭和三十六年政令第百六十五号）第三条第一項第三号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のとおり指定し、併せて同令第十条第一項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

指定する道路

平成二十四年三月二十三日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	道路名	区間	指定年月日
岐南線	岐南線	不破郡垂井町府中才之木四五五番の一地先から 同 郡関ヶ原町大字野上字惣作五六九番地先まで	同
南濃線	南濃線	不破郡関ヶ原町大字関ヶ原字中野二五七六番の四地先から 同 郡同 町大字同 字池下三八三番の七地先まで	同
大垣線	大垣線	大垣市小野一丁目二番の一地先から 同 市古宮町字長畑五一番の一地先まで	同
江南線	江南線	同 市須衛町二丁目五 一番の一地先まで	同
津濃線	津濃線	同 市海津町鹿野字西縄二二七 番の一地先まで	同
岐南線	岐南線	同 市海津町馬目字西方四二四番の一地先から 同 市海津町秋江北野六四九番の一地先から	平成二四・四・一
中曾島井	中曾島井	大垣市坂下町一六番六地先から	

二 通行方法

一の道路を通行する高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

1 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入り出すためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

2 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法〇・二三メートル以上、縦寸法〇・一二メートル以上（又は横寸法〇・一二メートル以上、縦寸法〇・二三メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で、「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

3 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施状況等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

県道	県道	県道	県道
美江寺線	赤坂線	赤坂線	室牧原線
同 市楽田町一丁目六一番地先まで	大垣市青野町東浦八七八番の一地先から 不破郡垂井町府中才之木四五五番の一地先まで	大垣市赤坂新田一丁目一五 番の一地先から	同 市同 字一俣三四五六番の一地先まで
同	同	同	同

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第二十二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定による個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定の取消しについて、次のとおり報告があったのでその旨告示する。

平成二十四年三月二十二日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

指定を取り消した施設

市町村	施設の名	所 在 地
中津川市	中津川市蛸三軒センター大会議場	中津川市蛸三軒2198番地1

岐阜県選挙管理委員会告示第二十三号

政見放送及び経歴放送規程（平成六年自治省告示第百六十五号）第二条第七項の規定に基づき、衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者届出政党並びに参議院岐阜県選挙区選出議員及び岐阜県知事の選挙における候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数をおり定める。

平成二十四年三月二十二日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者届出政党並びに参議院岐阜県選挙区選出議員及び岐阜県知事の選挙における候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見

放送の回数

選挙の種類	テレビジョン放送		ラジオ放送	
	基幹放送事業者名	回数	基幹放送事業者名	回数
衆議院小選挙区選出議員の選挙	株式会社岐阜放送	一	株式会社岐阜放送	一
衆議院小選挙区選出議員の選挙	株式会社岐阜放送	二	株式会社岐阜放送	一
参議院岐阜県選挙区選出議員の選挙	株式会社岐阜放送	三	株式会社岐阜放送	一
岐阜県知事の選挙	株式会社岐阜放送	三	株式会社岐阜放送	一

附 則

- この告示は、公布の日から施行する。
- この告示は、衆議院議員の選挙についてはこの告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後初めてその期日を公示される総選挙から、参議院岐阜県選挙区選出議員及び岐阜県知事の選挙については施行日以後その期日を公示され又は告示される選挙から適用する。
- 衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者届出政党並びに参議院岐阜県選挙区選出議員及び岐阜県知事の選挙における候補者が政見放送を行うことができる一般放送事業者及び政見放送の回数（平成六年岐阜県選挙管理委員会告示第七十一号）は、廃止する。

公 示

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があつたので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成二十四年三月二十三日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び西濃振興局中濃事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十四年三月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出年月日
平成二十四年三月十四日
 - 二 届出者の氏名又は名称
ゲンキー株式会社
 - 三 建物の名称及び所在地
ゲンキー郡上八幡店
郡上市八幡町稲成字カゲ畑一〇〇七番一 外
 - 四 大規模小売店舗の新設日
平成二十四年十二月六日
 - 五 店舗面積
二、四七九平方メートル
 - 六 駐車場の収容台数
一〇七台
 - 七 荷さばき施設の面積
一〇〇平方メートル
- 大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十四年三月二十三日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び西濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十四年三月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出年月日
平成二十四年三月十三日
 - 二 届出者の氏名又は名称
株式会社ケヨー
 - 三 建物の名称及び所在地
ケヨーデイツー大垣赤坂店
大垣市赤坂町字河原一七八〇番 外
 - 四 変更した事項
大規模小売店舗の名称及び所在地
（変更前）（仮称）ケヨーデイツー大垣赤坂店
（変更後）ケヨーデイツー大垣赤坂店
- 大規模小売店舗の変更の届出に関する件
- 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。
- なお、その変更届出書等は平成二十四年三月二十三日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び西濃振興局において縦覧に供する。
- また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配

慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十四年三月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十四年三月十三日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社ケーヨー

三 建物の名称及び所在地

ケーヨーデイツー大垣赤坂店

大垣市赤坂町字河原一七八〇番 外

四 変更しようとする事項

駐車場の位置

駐車場の自動車の出入口の位置

普通肥料検査の結果

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第一項の規定により行った普通肥料の検査結果の概要を、同条第七項の規定により次のとおり公表する。

平成二十四年三月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

平成二十四年二月実施検査

炭酸カルシ	消石灰	肥料の種類	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要		
					分析検査	保証票の検査	その他の検査
清水工業株式	上田石灰製造株式会社				項目	アルカリ	アルカリ
ヤマシロ印	六五消石灰				指摘事項		

ウム肥料	会社	炭カル	分
------	----	-----	---

備考 一 分析検査及びその他の検査欄は、検査対象荷口全体の肥料を代表しうるように必要袋数（ばらの場合には必要部位数）を抽出し、混合した試料一点について検査した結果である。

二 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。

三 空欄は、指摘事項等の該当事項がない場合である。

大垣都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

大垣都市計画用途地域

二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び垂井町建設課

競争入札に参加する者に必要な資格に関する件

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の五第一項及び第六百六十七条の十一第二項の規定により来年度の競争入札に参加する者に必要な資格を定めたので、同令第六百六十七条の五第二項（同令第六百六十七条の十一第三項において準用する場合を含む。）及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条の規定により公示します。

平成二十四年三月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調達をする物品等又は特定役務の種類

- 1 電子計算機器類
- 2 医療用機器類
- 3 通信機器類
- 4 試験・分析機器類
- 5 一般・産業用機器類
- 6 自動車類
- 7 被服類
- 8 燃料
- 9 電力
- 10 医薬品・医療用品類
- 11 事務用品類
- 12 建設工事
- 13 電気通信サービス
- 14 電子計算機サービス及び関連のサービス
- 15 広告サービス
- 16 出版及び印刷のサービス
- 17 汚水及び廃棄物の処理、衛生その他の環境保護のサービス
- 18 その他

二 資格

地方自治法施行令第六十七條の五第一項及び第六十七條の十一第一項の規定により定める競争入札に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）は、入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に記載されていることとします。

三 名簿への登載

名簿への登載を希望する者は、岐阜県会計規則（昭和三十一年岐阜県規則第十九号）第二百二十六条第一項の規定により入札参加資格審査申請書等を提出して次の要件を満たすかどうかの審査を受けなければなりません。

- 1 県税（個人の県民税、地方消費税及び県が発行する証紙をもって払い込む県税）証紙に代えて現金で納付される県税を含む。（のうち自動車税以外のものを除く。）について未納の徴収金（徴収猶予に係るものを除く。）がないこと。
- 2 県内に主たる営業所を有する者については、消費税及び地方消費税について未納

の税額（徴収猶予に係るものを除く。）がないこと。

- 3 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）をされた者にあつては、同法第九十九条第一項若しくは第二項又は第二百一条第一項の規定による更生計画認可の決定（同法附則第一条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）を受けていること。
- 4 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをされた者にあつては、同法第七十四条第一項の規定による再生計画認可の決定を受けていること。
- 5 経営が健全であり、契約の履行が確実であると認められること。
- 6 建設工事の請負にあつては、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の規定による許可を受けるとともに、同法第二十七条の二十三第一項の規定による審査を受けていること。
- 7 測量の請負にあつては、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十五条第一項の規定による登録を受けていること。
- 8 建築設計の請負にあつては、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条第一項の規定による登録を受けていること又は建築設備に関する知識及び技能の資格を有すると認められること。
- 9 前三号に掲げるものを除くほか、法令の規定による許可、認可、登録等を受けなければ営むことができない業に係る請負にあつては、当該許可、認可、登録等を受けていること。
- 10 地質調査の請負にあつては、地質調査業者登録規程（昭和五十二年建設省告示第七百十八号）第二条第一項の規定による登録を受けていること。
- 11 建設コンサルタントの請負にあつては、建設コンサルタント登録規程（昭和五十二年建設省告示第七百十七号）第二条第一項の規定による登録を受けていること。
- 12 補償コンサルタントの請負にあつては、補償コンサルタント登録規程（昭和五十九年建設省告示第千三百四十一号）第二条第一項の規定による登録を受けていること。
- 13 森林整備業務の請負にあつては、次の から までのうち、いずれかの資格等を有する技術職員を一名以上通年雇用し、かつ、常勤の技術職員を二名以上又は非常

勤の技術職員を五名以上雇用していること。

林業技士

林業技士養成事業実施要領（昭和五十三年十月六日付け農林水産事務次官通達）
又は林業技士養成事業実施要綱により一般社団法人日本森林技術協会が認定した者

青年林業士（育成部門又は素材生産部門に限る。）

林業後継者育成対策等事業実施要領（昭和五十八年四月四日付け農林水産事務次官通達）により都道府県知事が認定した者又は岐阜県林業士認定要領により岐阜県知事が認定した者

基幹林業作業士、林業技能作業士又は林業作業士

林業労働力対策実施要領（昭和四十五年七月三十一日付け林野庁長官通達）、
林業担い手育成強化対策実施要領（平成八年五月二十四日付け林野庁長官通達）、
林業担い手育成確保対策事業の実施について（平成十年四月八日付け林野庁長官通達）又は強い林業・木材産業づくり交付金実施要領（平成十七年三月三十日付け林野庁長官通達）により都道府県知事又は林業労働力確保支援センターが認定した者

フォレストワーカー、フォレストリーダー又はフォレストマネージャー

林業労働力の確保の促進に関する法律に基づき資金の貸付け等に関する省令（平成八年農林水産省令第二十五号）に基づき農林水産省が備える研修修了者名簿に登録された者

四 有効期間等

1 有効期間

資格の有効期間は、名簿に登録されている期間です。
名簿への登載は三の規定による審査の結果三の各号に掲げる要件を満たしていると認められたときになされ、名簿からの抹消は三の各号に掲げる要件を欠いたときになされません。

なお、測量、建築設計、地質調査、建設コンサルタンツ及び補償コンサルタンツに係る名簿については平成二十四年三月三十一日、森林整備業務の請負に係る名簿及び製造の請負、物件の買入れその他に係る名簿については平成二十五年三月三十一日をもって失効します。

2 更新

有効期間満了後引き続き資格が必要な場合は、有効期間満了前に、又は満了と同時に改めて名簿に登載されなければなりません。

五 建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格の等級区分

二で規定する資格のほか、建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格の等級区分（建設業法第二十七条の二十三第一項の審査の評定に基づき別に定める基準に従って定められるものをいう。）は、次のとおりです。

1 土木一式工事

予 定 価 格	等級区分
四千万円以上	A
一千五百万円以上四千万円未満	B
一千五百万円未満	C

2 建築一式工事

予 定 価 格	等級区分
五千万円以上	A
二千五百万円以上五千万円未満	B
二千五百万円未満	C

3 電気工事

予 定 価 格	等級区分
二千万円以上	A
六百万円以上二千万円未満	B
六百万円未満	C

4 管工事

予 定 価 格	等級区分
二千万円以上	A
六百万円以上二千万円未満	B
六百万円未満	C

六 資格に関する事務を担当する課

資格に関する事務を担当する課は、次のとおりです。

1 建設工事、測量、地質調査、建設コンサルタント、補償コンサルタント、建築設計等の請負

千五〇〇 八五七〇 岐阜市藪田南二丁目一番一号

岐阜県国土整備部建設政策課建設業担当

電話番号 〇五八 二七二 八五〇四

2 森林整備業務の請負

千五〇〇 八五七〇 岐阜市藪田南二丁目一番一号

岐阜県林政部治山課治山担当

電話番号 〇五八 二七二 八五二六

3 製造の請負、物件の買入れその他

千五〇〇 八五七〇 岐阜市藪田南二丁目一番一号

岐阜県出納事務局出納管理課用度担当

電話番号 〇五八 二七二 八七一五

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十四年三月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

1 調達物品等の名称及び数量 可搬式被書者対策用支援装置 17式

- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成24年1月13日
- 4 落札者を決定した日 平成24年2月23日
- 5 契約の相手方の住所及び氏名 愛知県名古屋市中区栄3丁目17番12号
株式会社日立製作所 中部支社
支社長 栗原 和浩
- 6 落札金額 48,300,000円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
部局の名称 岐阜県警察本部総務室会計課
所在地 岐阜市藪田南2丁目1番1号

平成二十四年三月二十三日発行

発行者 岐阜市藪田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

編集 各務原市テクノプラザ ー
バイ・オール・テクノセンター